

V 防災指針

V 防災指針

1 防災指針とは

(1) 背景と目的

本市では、少子高齢化が急速に進展する中で、一定の都市機能が集約している地域を公共交通等で接続した「集約型都市構造」へと転換することを目指し、「坂東市立地適正化計画」を2019(平成31)年3月に策定しています。

しかし近年、我が国では自然災害が頻発化・激甚化し、都市部においても水害をはじめとした大規模な自然災害に見舞われるケースが多くなっており、集約型都市構造を推進するにあたっていかに安全を確保するかという課題が浮き彫りとなっています。

これを踏まえて国では都市再生特別措置法等を改正(2020(令和2)年6月10日公布、9月7日一部施行)し、立地適正化計画に居住エリアの安全性を強化する防災指針を追加することとしました。防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものとされています。

(2) 基本的な考え方

防災指針は、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保するための指針です。

本市では、災害リスクを踏まえた本市の課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるものとします。

2 災害リスク分析と課題の抽出

(1) 災害ハザード情報等の収集、整理

想定される災害種別に、以下のデータを用いて、居住誘導区域を中心に、本市における災害リスクの分析を行います。

表 12 災害ハザード情報

災害種別	指標	出典等
地震	震度・建物全壊率	坂東市 地震ハザードマップ
津波	—	※本市は内陸部であり津波は発生しないため、対象外とします。
洪水	浸水深	洪水浸水想定区域（想定最大規模）（国土交通省）
雨水出水（内水）	—	※現在、内水ハザードマップを作成中であり、今後検討を追加していきます。
高潮	—	※本市は内陸部であり高潮は発生しないため、対象外とします。
土砂災害	土砂災害警戒区域等の区域指定	—

(2) 都市情報等の収集、整理

災害ハザード情報に加えて、避難所などの都市情報を重ね合わせて、分析を行います。重ね合わせに使用する都市情報等を下記に整理します。

表 13 都市情報

都市情報	対象情報および活用方法
避難所	位置を把握。浸水時の施設活用可能性を検討。
緊急輸送道路	位置を把握。浸水時の施設活用可能性を検討。

(3) 災害リスクの高い地域等の抽出

1) 地震による災害リスクの分析

地震ハザードマップに基づき、地震による災害リスクを確認します。

以下は、マグニチュード 6.9 の直下型の地震が発生した際の本市における揺れやすさ、および建物全壊率を示したマップです。

揺れやすさの観点からは、居住誘導区域をはじめとする、本市市街地の多くは台地上に分布しており、比較的安定的な地盤の上に形成されていることから、震度は弱く抑えられています。そのため、建物全壊率も、誘導区域内は 10%以下の水準に抑えられており、市街地内においては、緊急輸送道路沿道の倒壊率も低くなっています。

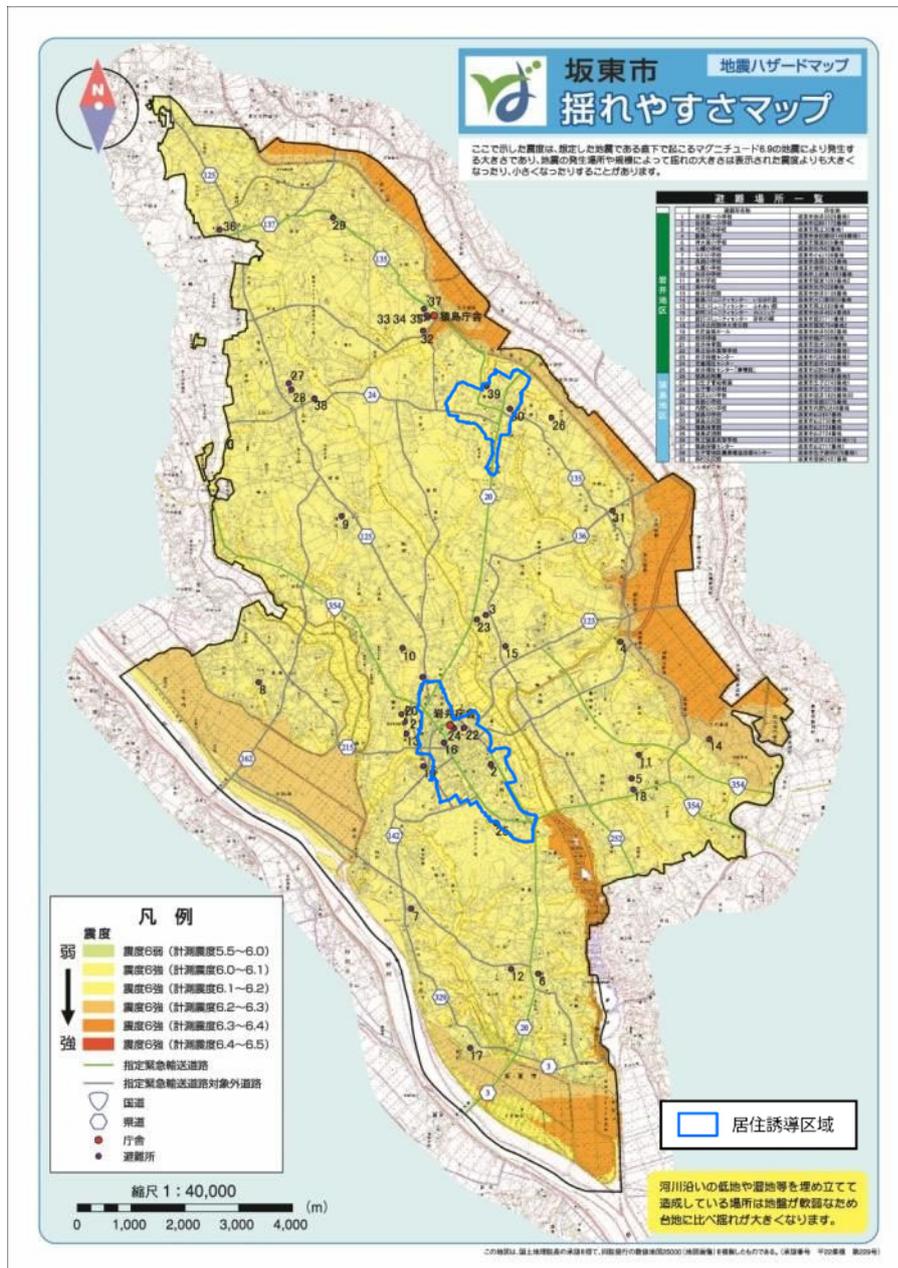
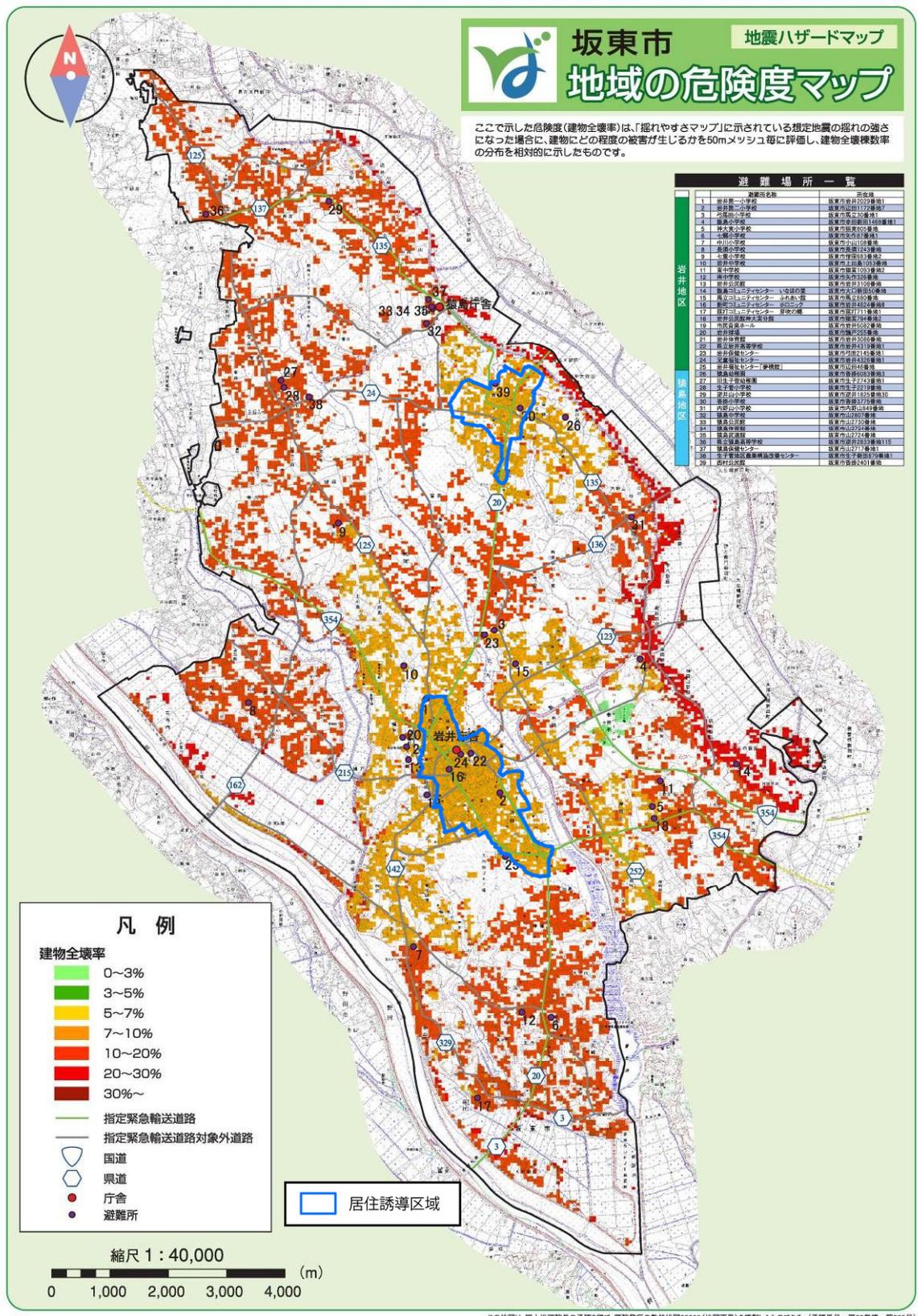


図 92 坂東市揺れやすさマップ (平成 31 年3月作成)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(4倍画像)を複製したものである。(承認番号 平22農規 第229号)

図 93 坂東市 地域の危険度マップ (平成 31 年 3 月作成)

2) 洪水による災害リスクの分析

■ 洪水

利根川の破堤を想定した浸水想定(想定最大規模)等に基づき、居住誘導区域等における災害リスクを確認します。

居住誘導区域のうち、沓掛市街地においては、市街地における浸水は発生しないことが確認できます。一方岩井市街地においては、東の江川・飯沼川、西の鶴戸川沿いで浸水が確認できます。これら川沿いでは5-10m程度の浸水深となっていますが、居住誘導区域内では、ほぼ3.0m未満に抑えられており、その範囲も限定的です。

居住誘導区域内の避難所等についても、市役所周辺が0.5m未満の小規模な浸水が見られる程度であり、浸水リスクは低いと考えられます。

■ 内水

本市内でも過去内水被害の発生は確認されており、災害に備える必要があります。矢作川の浚渫工事等、一部の河川については内水対策に関連する整備を進めています。なお、詳細な内水被害の発生想定は現在庁内で検討中であり、今後、検討結果を踏まえて内水対策を講じていくこととします。

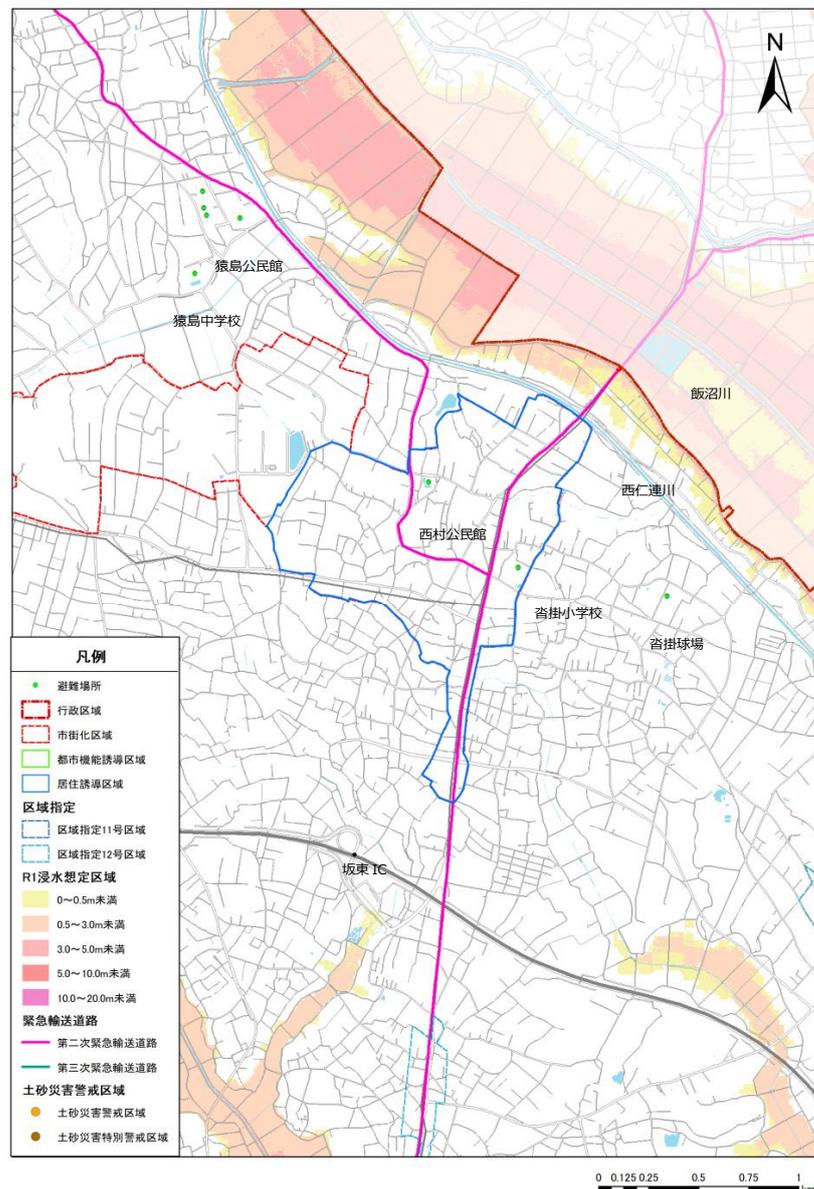


図 94 洪水による浸水リスク（沓掛市街地）

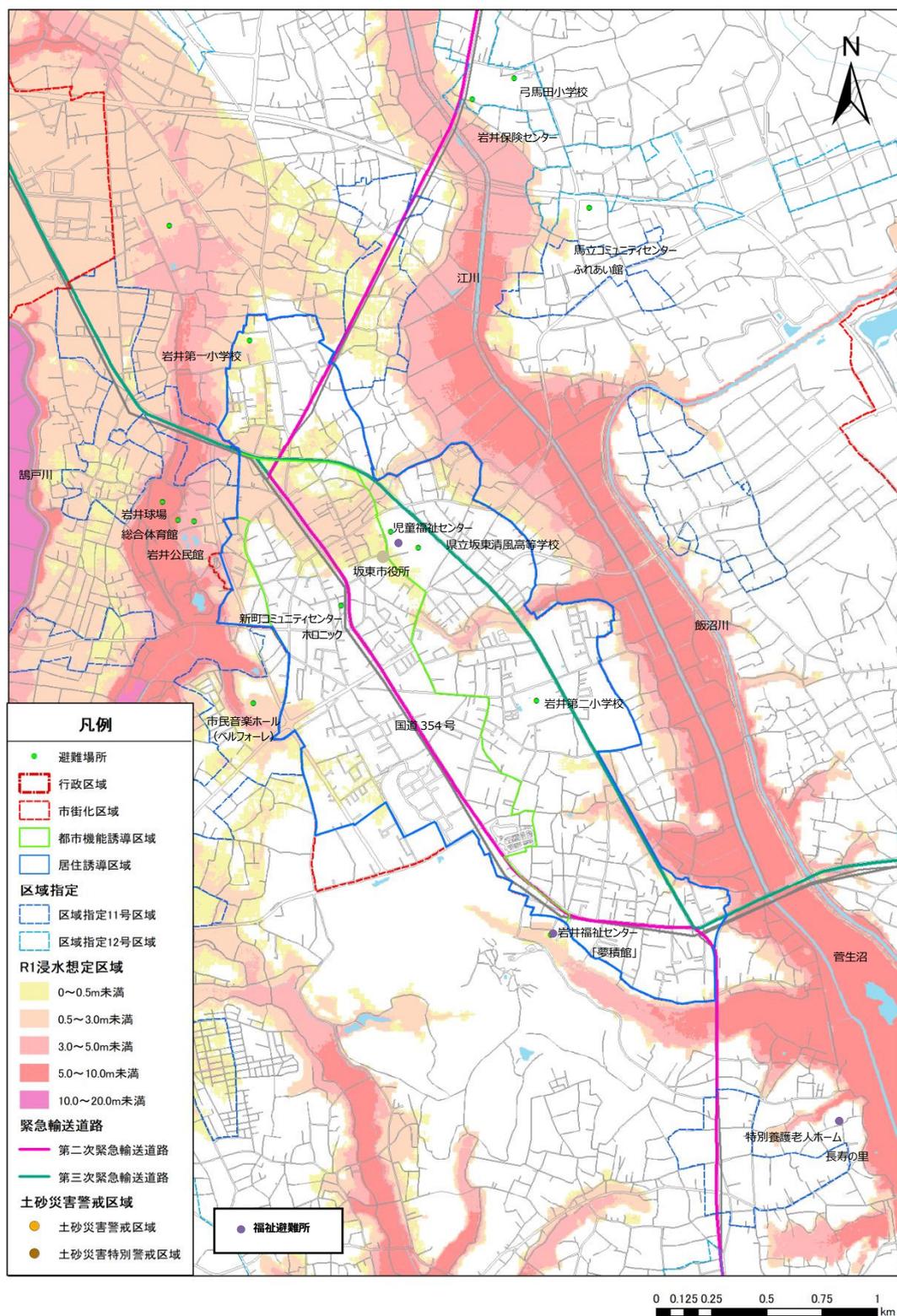


図 95 洪水による浸水リスク（岩井市街地）

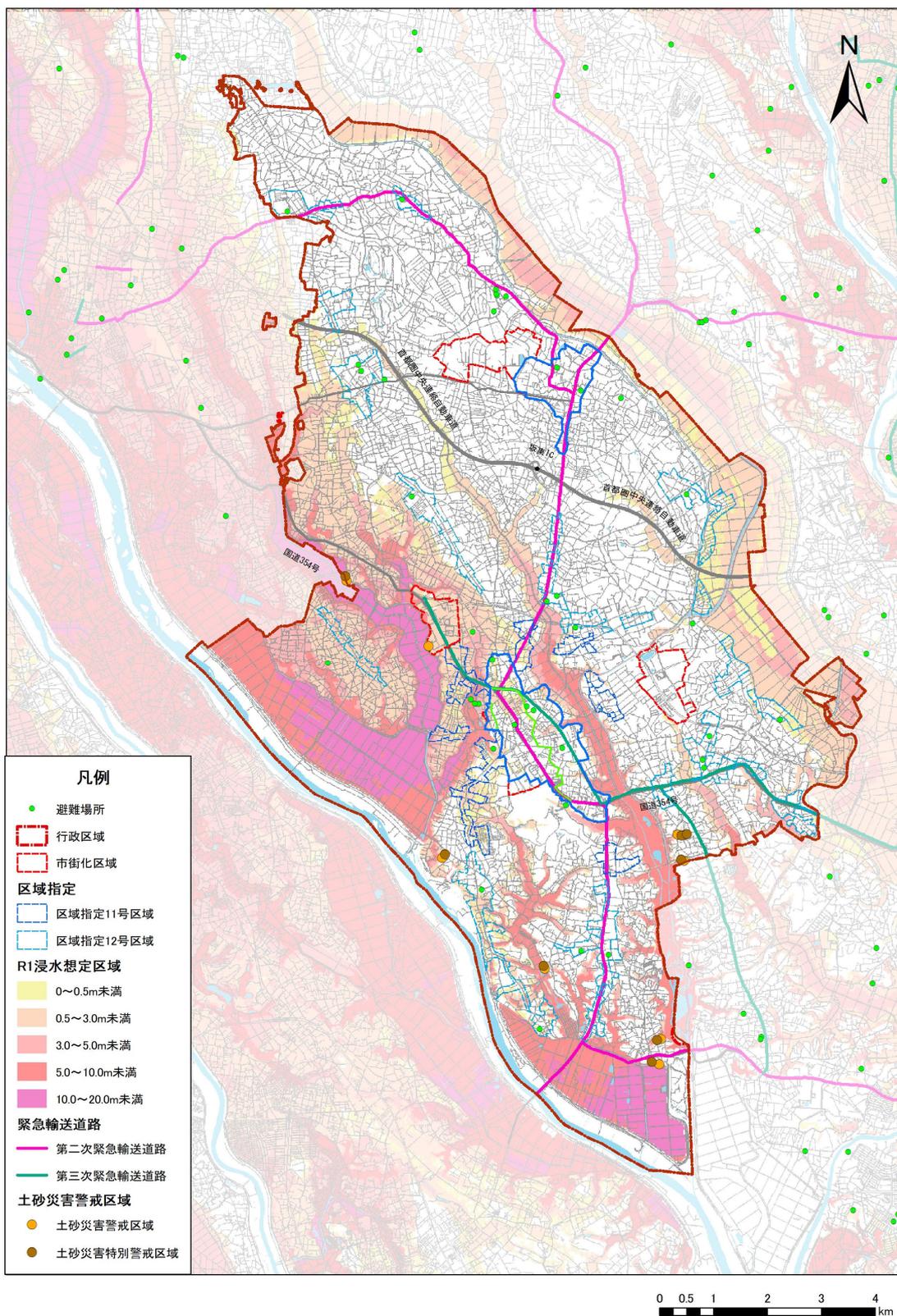


図 96 洪水による浸水リスク（市全域）

3) 土砂災害による災害リスクの分析

本市における土砂災害の危険区域(レッドゾーン・イエローゾーン)は居住誘導区域内には指定されておらず、土砂災害のリスクは低いものと考えられます。

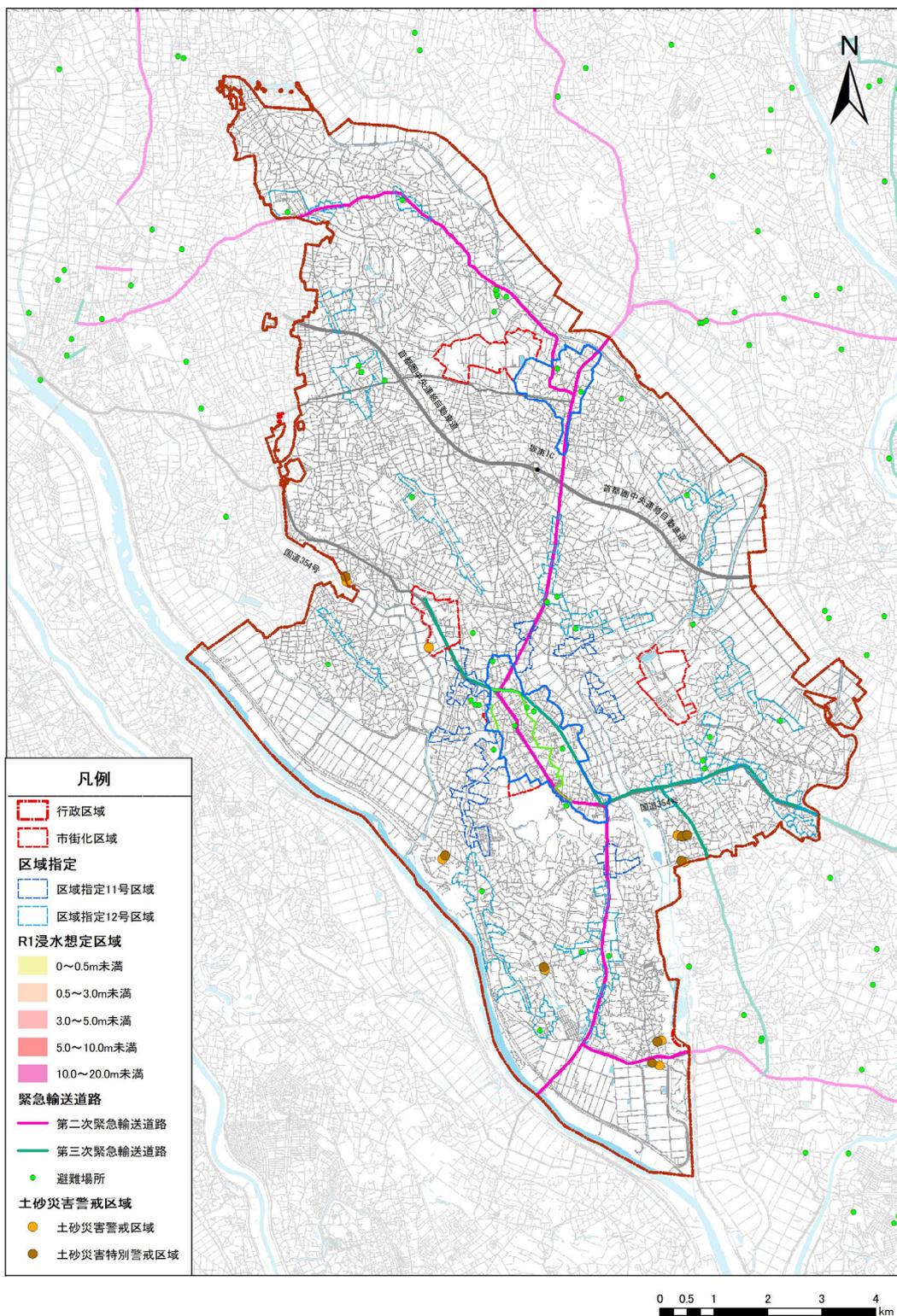
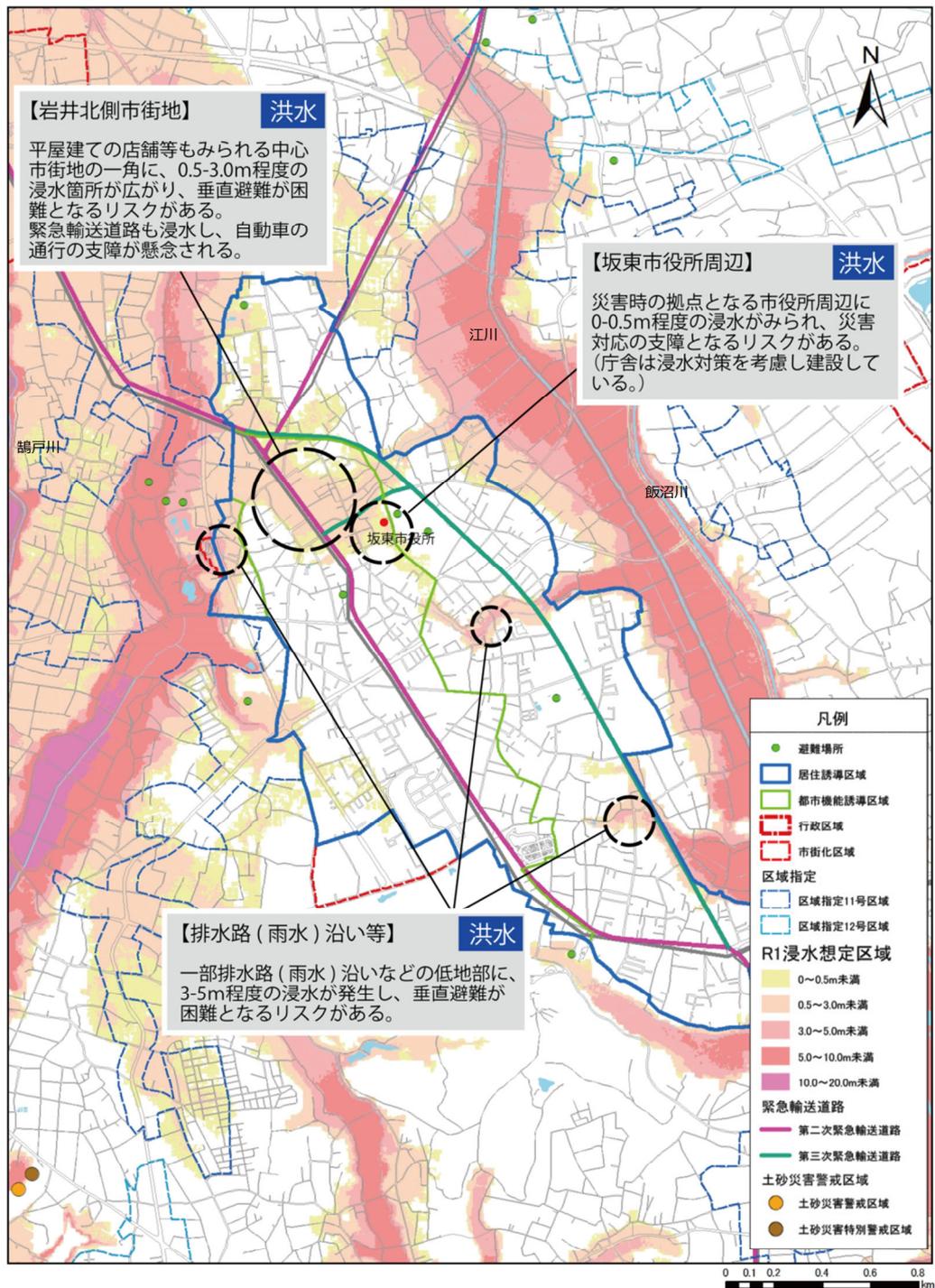


図 97 土砂災害の区域指定箇所の分布

(4) 各地区における防災上の課題の整理

前述の検討を踏まえ、居住誘導区域内における、今後必要となる防災上の取組の方向性を定めるため、地区ごとの防災上の課題を整理します。

ただし、居住誘導区域内でも、北側の沓掛市街地では、特に災害リスクがみられなかったことから、南側の岩井市街地について検討することとします。



3 防災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

本市では、上位関連計画(総合計画、都市計画マスタープラン)において、以下のように防災に関する方針が示されています。市街地における居住者の安全を確保するため、災害に強いまちづくりの推進とともに、市民への防災情報の周知・防災意識の向上等を進め、ハード・ソフト両面の取組による、安全安心なまちづくりを目指します。

坂東市 総合計画

- ◆災害に強いまちづくりの推進
- ◆市民の防災意識の高揚・地域防災力の強化

方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり(防災、消防、防犯、交通安全)

近年多発する様々な災害に備えて、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。…

坂東市 都市計画マスタープラン

都市防災に関する方針

本市では、先の東日本大震災によって、利根川などの河川沿いの低地部を中心に液状化の被害や、道路や宅地などの土地の陥没や隆起、建築物や工作物の破損などの被害がありました。

また、近い将来発生が予想されている首都直下地震による被害や影響が想定されるため、東日本大震災の被害を教訓として大規模地震に備え、被害の軽減や災害発生後の速やかな復旧、地域活性化も視野に入れた効果的な復興などに加え、市内外からの被災者受け入れ等に配慮したまちづくりを進めます。

そこで、「茨城県都市計画マスタープラン震災対策編」や「坂東市地域防災計画」などを踏まえ、各種大規模災害の「未然防止と被害軽減」や「発生後の速やかな復旧」が図れるよう、都市計画の事業・制度・施策を活用します。

都市計画における具体的な対応の例としては、減災対策に役立つ避難路や救命・救援活動を支える都市計画道路などの整備を図るほか、災害時の都市機能や生活機能を維持する都市施設やライフラインの整備、防災性の向上に役立つ市街地の整備、被災後の復興に関する物流や広域交通体系の整備などが該当します。

さらに、本市の「利根川洪水ハザードマップ」による災害関連情報や各地点の標高を電柱に記した標高表示などの市民への周知を図り、平常時からの防災意識の向上を図ります。

そのほか、利根川の洪水などに備えるため流域4市町などにより締結した「災害時等における相互応援に関する協定」をはじめとする関係各所との災害時等の相互応援協定を活用し、市民などの生命と財産を守るため、河川及び水路などの雨水排水施設を整備します。

(2)防災まちづくりの取組方針

災害リスクに基づく課題を踏まえた取組方針を以下の通り設定します。

課題①【岩井北側市街地周辺】
【排水路(雨水)沿い等】
 中心市街地や排水路(雨水)の一部に、垂直避難が困難となるリスク。緊急輸送道路も浸水。

方針①【岩井北側市街地周辺】
【排水路(雨水)沿い等】
 ハード整備とともに、防災訓練・災害情報提供等のソフト施策により、防災意識の高まりを促す。

課題②【坂東市役所周辺】
 市役所周辺に若干の浸水。災害対応の支障となるリスク(庁舎は浸水対策を考慮して建設している)。

方針②【坂東市役所周辺】
 防災活動の支障とならないよう、防災拠点周辺の機能強化・環境整備を図る(庁舎は浸水対策を考慮して建設している)。

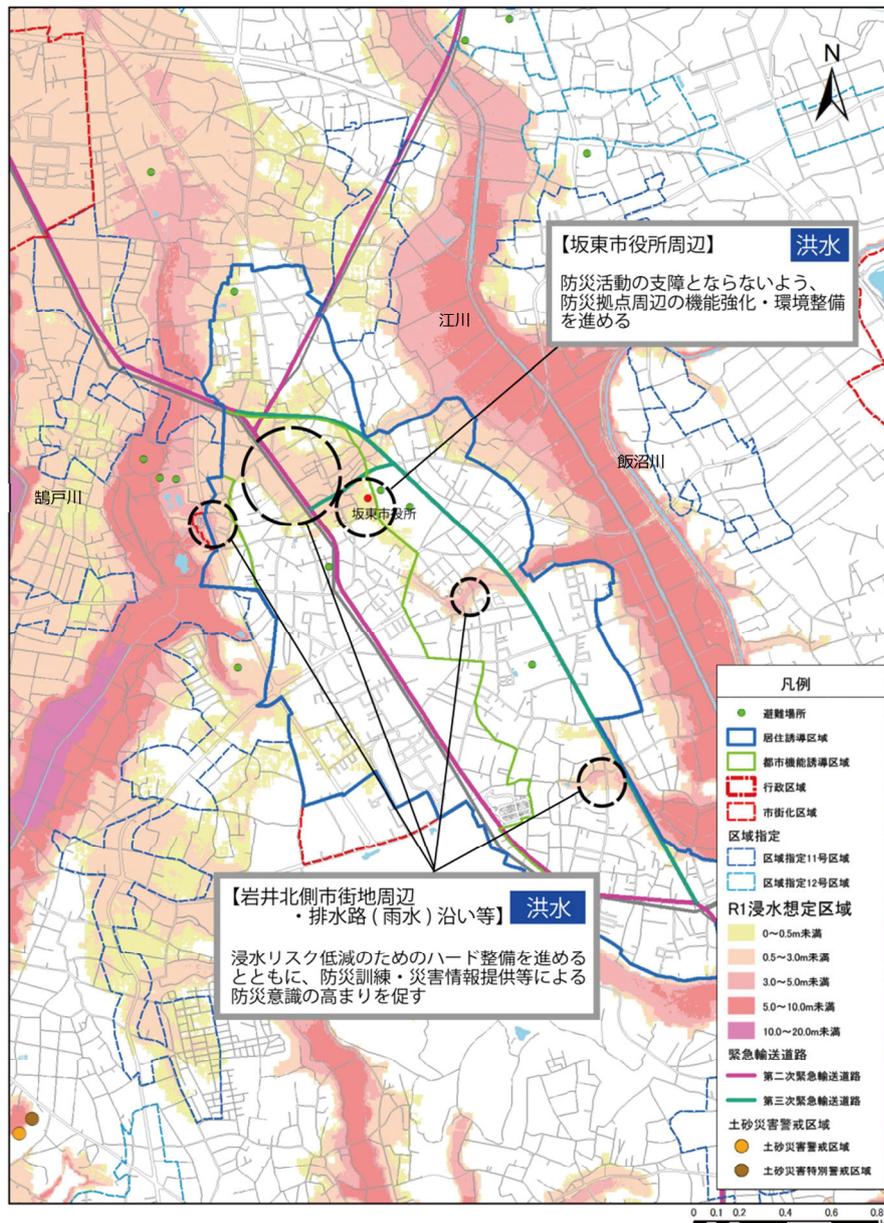


図 99 岩井市街地における防災の取組方針

4 具体的な取組・スケジュール

本市では、2019(平成 31)年 3 月には「坂東市総合防災マップ」を作成し、災害発生時におけるマイ・タイムラインを示しています。また、本市における国土強靱化の推進方針のひとつとして、避難行動要支援者の個別避難計画が作成されるまでの間、情報伝達、避難誘導等の対応が可能な体制づくりを進めているところです。

(2)防災まちづくりの取組方針に基づき、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を設定します。短期(概ね 5 年程度)、中期(概ね 10 年程度)、長期(概ね 20 年程度)の取組を定めます。

表 14 主な取組施策

取組種類	取組方策の例	特に取組が必要なエリア
災害リスク回避	災害ハザードエリアにおける新たな開発の抑制 (居住誘導区域外の開発抑制)	【市全域】
災害リスク低減 (ハード)	道路整備による防災機能強化 (代替輸送道路の確保、浸水対策等)	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】
	避難所および周辺環境改善 (避難所改修・耐震化、避難路整備・変更等)	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】
	総合的な治水対策(雨水幹線整備等)	【市全域】
	上下水道施設の整備	【市全域】
	発災時の防災拠点機能の確保 (市役所周辺の浸水対応等 ※庁舎は浸水対策を考慮して建設している。)	【坂東市役所周辺】
災害リスク低減 (ソフト)	災害リスクの積極的周知 (ハザードマップの配布、避難所位置の周知)	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】
	自主防災組織の育成・活性化 洪水の浸水想定区域など地域の災害箇所周知、地域住民の避難行動や防災意識の啓発	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】
	消防団の充実・強化 地域防災活動の支援による地域防災力の維持・向上	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】
	地区防災計画の作成	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】
	避難行動要支援者個別避難計画の作成	【岩井北側市街地周辺・排水路(雨水)沿い】

出典：坂東市国土強靱化計画(令和 2 年 5 月)・坂東市地域防災計画(令和 5 年 3 月)

※内水発生想定について検討中であり、検討を終え次第、本計画に反映していくこととします。

表 15 事業スケジュール

取組種類	取組方策の例	実施主体	実現時期		
			短期	中期	長期
災害リスク回避	災害ハザードエリアにおける新たな開発の抑制 (居住誘導区域外の開発抑制)	市	→		
災害リスク低減 (ハード)	道路整備による防災機能強化(代替輸送道路の確保、浸水対策等)	市・県・国	→	→	
	避難所および周辺の環境改善(避難所改修・耐震化、避難路整備・変更等)	市	→	→	
	総合的な治水対策(雨水幹線整備等)	市・県・国	→		
	上下水道施設の整備	市	→	→	
	発災時の防災拠点機能の確保(市役所周辺の浸水対応等※庁舎は浸水対策を考慮して建設している。)	市	→		
災害リスク低減 (ソフト)	災害リスクの積極的周知(ハザードマップの配布、避難所位置の周知)	市	→	→	→
	自主防災組織の育成・活性化 洪水の浸水想定区域など地域の災害箇所周知、地域住民の避難行動や防災意識の啓発	市・住民	→	→	
	消防団の充実・強化 地域防災活動の支援による地域防災力の維持・向上	市・住民	→	→	
	地区防災計画の作成(岩井第二地区は作成済)	市・住民	→	→	
	避難行動要支援者個別避難計画の作成	市・住民	→		

出典：坂東市国土強靱化計画（令和2年5月）・坂東市地域防災計画（令和5年3月）

※内水発生想定について検討中であり、検討を終え次第、本計画に反映していくこととします。

※ばんどう未来ビジョン - 坂東市国土強靱化計画に目標年次が表記されたものは実現時期と整合させた。

VI 實現方策

VI 実現方策

1 コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた施策

本市のコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、まちづくりの方針を踏まえた以下の施策の実施に取り組みます。

1) 「生活利便機能の誘導とまちなかの魅力づくり」の観点から取り組む施策

主な対象区域：都市機能誘導区域

- 拠点地域における生活利便施設の立地維持に向けて、都市機能誘導施設を本計画に位置づけ、届出制度等により施設の立地状況の把握や誘導を行います。
- 施設の立地誘導にむけて、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画、都市計画提案制度の活用など、土地利用の規制誘導方策を柔軟に活用していきます。
- 区域内に存在する公的不動産の活用や公共施設の再配置・複合化等を通じて、施設の立地空間の確保に努めます。
- 民間事業者による施設の立地に際しては、公的不動産や空地の活用支援、立地・建設に関する将来的な費用面などの支援に取り組みます。
- 魅力形成に向けて、道路空間の整備・高質化や空地等を活用した環境空間整備、民間の地域マネジメント活動や維持管理活動の支援などに取り組みます。

2) 「市街地への居住の集約化」の観点から取り組む施策

主な対象区域：居住誘導区域

- 住宅の確保に向けて、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画、特別用途地区の指定などの、土地利用の規制誘導方策を柔軟に活用していきます。
- 空き家バンクの充実や中古住宅流通の活性化、住宅リフォーム・リノベーション支援等の取組を通じて、住宅の立地誘導を図ります。
- 整備・維持等、適正な賃貸住宅の提供を通じて、若年層等の市街地内への居住を誘導します。
- 居住誘導区域内の未利用地について、生活利便性と自然とのバランスを図りながら、有効活用をしていきます。

3) 「公共交通の維持・充実」の観点から取り組む施策

主な対象区域：居住誘導区域

- 公共交通網の見直しを進め、公共交通網形成計画に基づき、各拠点や誘導区域、集落ゾーン等を結ぶバス路線の充実を図ります。
- 公共交通網を補完するデマンド交通の充実を図り、高齢者等の生活を守る交通環境の形成を図ります。

2 届出

（1）届出制度の概要

- 居住誘導区域、都市機能誘導区域内に住宅や都市機能誘導施設を誘導していくため、また立地状況を把握するために、届出制度を設けます。
- 届出は、事前に状況を把握するためのものであり、対象となる行為の30日前までに必要となります。
- これらの制度は、都市再生特別措置法第88条および第108条に基づくものです。

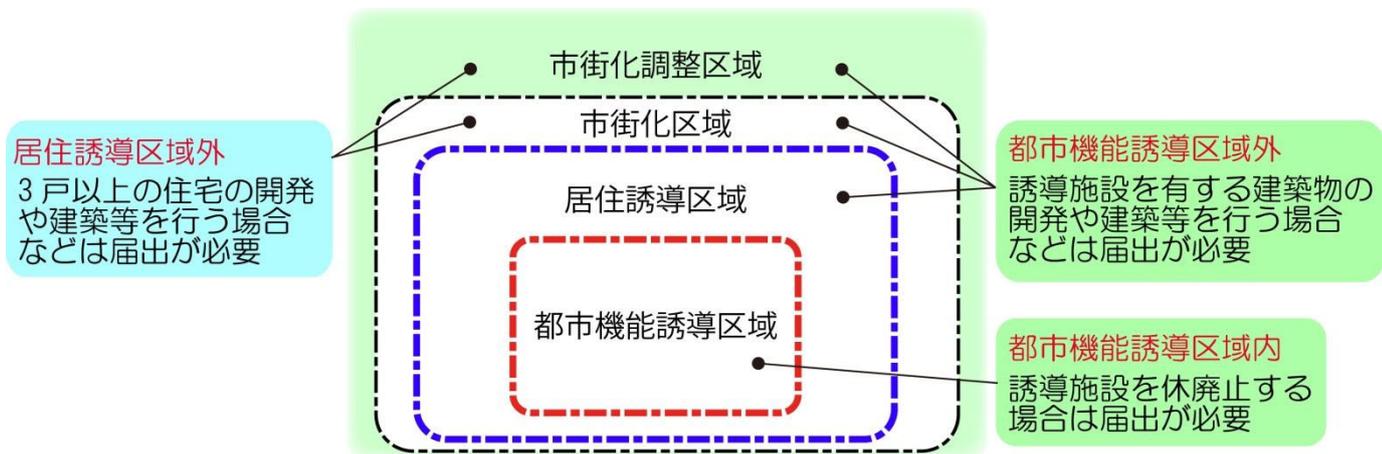
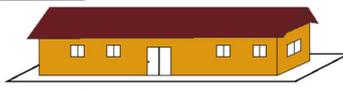


図 100 届出の対象範囲

(2) 居住誘導区域外に関する届出

居住誘導区域外に以下の規模に該当する住宅等を整備する場合は、市長への届出が必要となります。

表 16 届出の対象となる施設・行為

<p>開発行為</p>	<p>ア. 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 イ. 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>ア. の例示 3戸の開発行為  届出が必要</p> <p>イ. の例示 1戸(1,500㎡)の開発行為  届出が必要</p> <p>2戸(800㎡)の開発行為  届出は不要</p>
<p>建築等行為</p>	<p>ア. 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 イ. 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>ア. の例示 3戸の建築行為  届出が必要</p> <p>1戸の建築行為  届出は不要</p>

（3）都市機能誘導区域外に関する届出

1) 届出の対象となる施設

都市機能誘導施設が対象となります。（Ⅳ 2 (1) 都市機能誘導施設参照）

2) 届出の対象となる行為

- 都市機能誘導施設は、市民全体の福祉や生活利便性を維持していくために、都市機能誘導区域内において維持・確保していく施設です。
- 都市機能誘導施設の立地状況を把握し、都市機能誘導区域内での立地を誘導するために、以下の場合、市長への届出が必要となります。

表 17 都市機能誘導区域外での行為

開発行為	ア. 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うおうとする場合
建築等行為	ア. 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 イ. 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ウ. 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

（4）都市機能誘導区域内に関する届出

都市機能誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合は、市長への届出が必要となります。

Ⅳ 計画の推進

Ⅶ 計画の推進

1 計画指標の設定

- 本計画の進捗管理にあたって、計画の指標、目標値を定め、随時指標の達成状況を判別し、計画見直しの目安として活用します。
- 計画指標は、まちづくりの方針等に基づく3つの観点について、以下のとおり設定します。
- また、防災指針の追加に伴い、防災に関する計画指標も以下のとおり設定します。
- これらの指標は進捗を確認していくとともに、各種施策の取組を進めていき、指標の達成状況に応じて、施策を随時見直していくこととします。

表 18 計画指標

	計画指標	計画策定時の値	現状値 (計画改定時)	目標値 計画目標年 (2038年度)
①生活利便 ・魅力形成	都市機能誘導区域内の誘導施設数	20箇所 (2018年度)	23箇所 (2023年度)	23箇所
②人口集約	居住誘導区域内人口密度	30.0人/ha (2018年度)	27.6人/ha (2020年度)	30.0人/ha
③交通環境	コミュニティバス利用者数	19,549人/年 (2017年度)	15,811人/年 (2022年度)	30,000人/年
	デマンドタクシー利用者数	8,559人/年 (2017年度)	6,921人/年 (2022年度)	20,000人/年
④防災	雨水幹線整備率※	—	96% (2020年度)	100%
	避難行動要支援者個別支援計画作成者数※	—	267名 (2020年度)	3,000名
	防災ラジオ世帯普及率※	—	34.9% (2020年度)	50%
	情報メール登録者数※	—	3,112名 (2020年度)	3,500名

※坂東市国土強靱化計画に係る数値目標

2 PDCA サイクルの推進

- 本計画は、今後長期に渡ってコンパクトシティの実現に取り組んでいくものです。そのため、将来的なネットワークの変更や技術革新による社会環境の変化、人口分布の変化等を考慮しつつ、区域の変更等を含めた計画の進捗管理を行います。
- 進捗管理は、上位・関連計画等の見直しとも整合を図り、PDCA サイクルを通じて進めていきます。

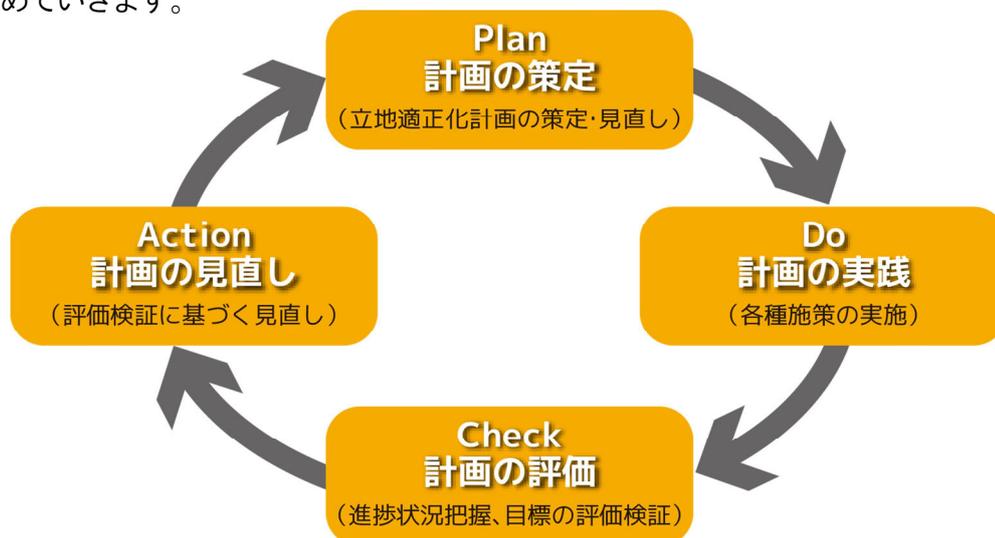


図 101 PDCA サイクル

- 本計画における方針・施策・計画指標は下表に示すとおりであり、まちづくりの方針に基づく一連の流れとして取り組んでいきます。

表 19 本市立地適正化計画の概要

	①生活利便・魅力形成	②人口集約	③交通環境	④防災 (※防災指針参照)
まちの課題	●生活利便機能の消失	●人口密度の低下による効率性の低下	●交通弱者の生活維持に支障	●市街地の一部に浸水リスク
まちづくりの方針	●生活利便機能の誘導とまちなかの魅力づくり	●市街地への居住の集約化	●公共交通の維持・充実	●ハード・ソフト施策実施 ●防災拠点周辺の機能強化・環境整備
実現方策	●都市機能誘導施設の位置づけ・誘導 ●土地利用規制誘導方策の活用 ●公的不動産の活用等による空間確保 ●環境空間整備・地域マネジメント活動支援等による魅力向上等	●土地利用規制誘導方策の活用 ●空き家バンク・リノベーション支援等による立地誘導 ●適正な賃貸住宅の提供 ●未利用地の有効活用等	●公共交通網の見直し等を通じたバス路線の充実 ●公共交通網を補完するデマンド交通の充実等	●災害リスク回避(災害エリアでの新規開発抑制) ●災害リスク低減(ハード)雨水幹線整備等の総合的な治水対策等 ●災害リスク低減(ソフト)災害リスクの積極的周知、自主防災組織の育成・活性化等
計画指標 (2038年度) (現状値→目標値)	●誘導施設数(現状値→目標値) 23箇所 → 23箇所	●居住誘導区域内人口密度(現状値→目標値) 27.6人/ha→30人/ha	●公共交通利用者数(現状値→目標値) ・コミュニティバス 15,811人/年→30,000人/年 ・デマンドタクシー 6,921人/年→20,000人/年	●防災関連(国土強靱化計画指標)(現状値→目標値) ・雨水幹線整備率 96%→100% ・避難行動要支援者個別避難計画作成者数 267名→3,000名 ・防災ラジオ世帯普及率 34.9%→50% ・情報メール登録者数 3,112名→3,500名

【本市立地適正化計画の概要図】

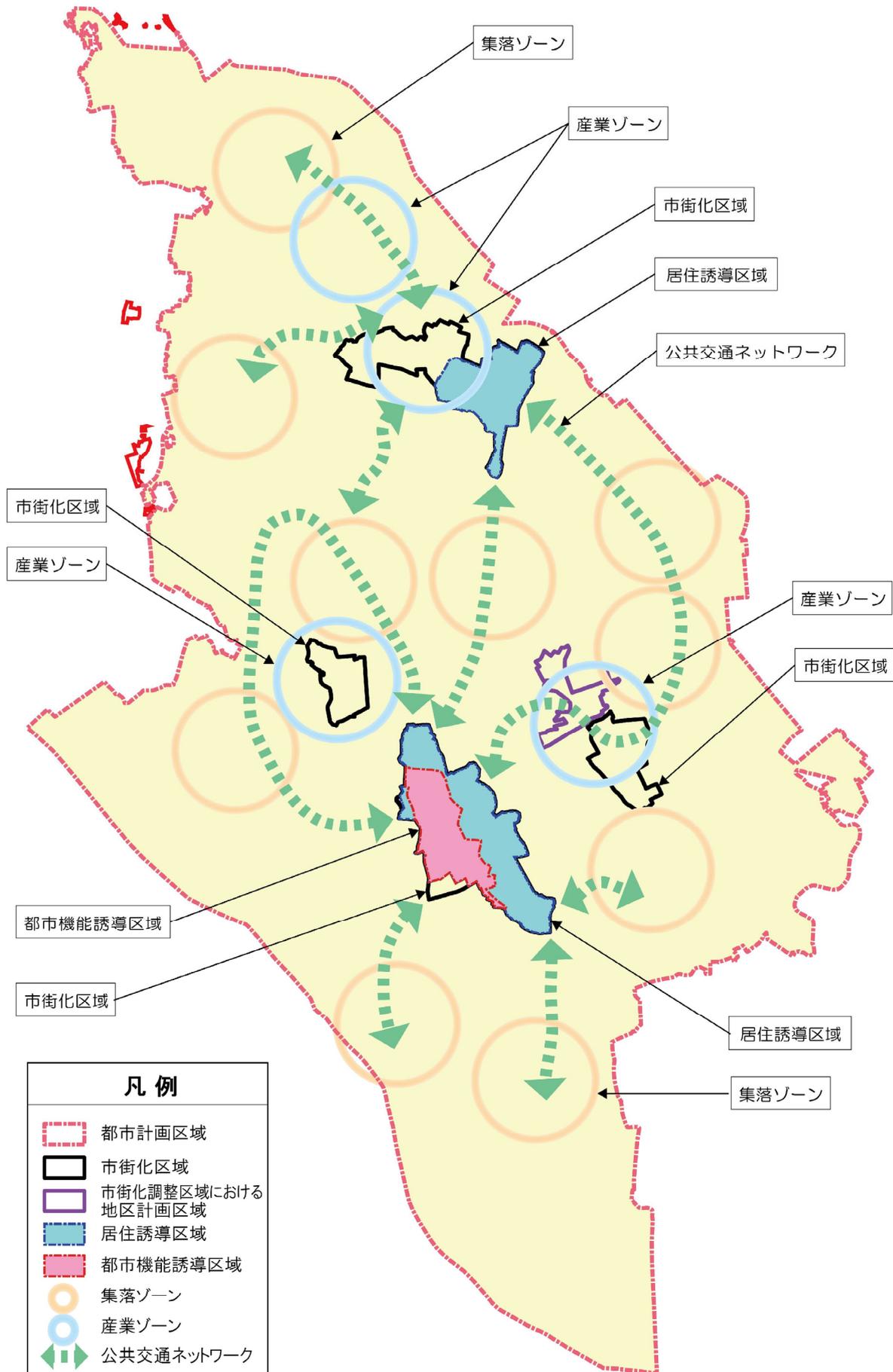


図 102

VIII 参考

VIII 参考**1 国等が行う施策**

国等が行う施策として、特に誘導施設の立地誘導に係るものとして、以下のような施策があります。

下記にあげる施策以外にも、事業・金融支援等の多くの施策があり、随時内容が更新されるため、国土交通省 HP 等を確認する必要があります。

① 誘導施設に対する税制上の特例措置

- ・ 都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するため、誘導施設に対する税制上の特例措置が設けられています。

■ 都市機能を誘導する事業を促進するための税制(敷地の集約化など用地確保の推進)

表 20

特例	内容
誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置（特定民間再開発事業）
都市再生推進法人に土地等を譲与した場合の譲渡所得の特例	立地適正化計画に係る取組等に参画する都市再生推進法人等に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置

② 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

- ・ 都市機能誘導区域内の誘導施設を有する事業を対象に、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とします。【支援限度額の引上げ】

■ 支援措置の内容

表 21

特例	内容
まち再生出資 【民都機構による支援】	立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資を実施。当該認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。

■支援措置の内容

表 22

従来	拡充後
公共施設などの整備費（通路、緑地、広場等）	公共施設等+誘導施設の整備費（医療費、社会福祉、子育て支援、商業等）

注）上記の支援制度は変更になる可能性がある。

2 用語集

表 23

	用語	解説
あ行	空き家バンク	空き家情報を一元的に提供するウェブサービス。物件情報などが掲載されている。
	アクセス	車、バス、鉄道、徒歩など、特定の場所へ到達するための手段。
か行	開発行為	主として建築物の建築などのために行う土地の区画形質変更。民間事業者が行う団地造成などが該当する。
	行政施設	市役所・支所などの施設の総称。
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
	公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律による法定計画であり、地域にとって望ましい公共交通網のあり方を明らかにする計画。
	公共施設	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。
	公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的、計画的な管理を行うため、中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。
	工業団地造成事業	工場を計画的、集团的に立地させる工業団地の造成を目的とし、工場の敷地造成のほか、道路・排水施設・その他の施設の整備を行うもの。
	交通弱者	自動車社会において、移動を制約される人。あるいは、交通事故の被害に遭いやすい子ども、高齢者、身体障がい者等。
	公的不動産	地方公共団体などが保有する不動産のことで、公有地や公共施設などの総称。「PRE」（Public Real Estate の略）ともいう。
	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
	コミュニティ	同じ地域や組織、あるいは、同じ趣味・嗜好等において深く結びついている人々の集まりのこと。
	コミュニティバス	地域住民の交通利便性向上などの目的をもって、地方公共団体が運行などに関わっているバスのこと。
	コンパクトシティ	都市の拡散化や分散化による拡大を抑制すると同時に、中心市街地に公共交通などで円滑に結ばれ、公共公益施設などの都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方。
コンパクト・プラス・ネットワーク	国が進める重点施策で、人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりへの転換を進める取組。	

表 24

	用語	解説
さ行	里山	人間が手を入れて利活用しながらも生態系が維持された場所。雑木林、スギ・ヒノキの植林地、田畑、小川、斜面林、竹林、湿地、谷津田など多様な環境要素を有する。
	市街化区域	優先的かつ計画的に市街化を進める区域。
	市街化調整区域	市街化区域とは反対に、市街化を抑制する区域であり、この区域は、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。
	自然環境保全地域	自然環境保全法および都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
	浸水想定区域	利根川が決壊した場合に想定される浸水の区域。
	生活利便施設	銀行、病院、スーパーマーケットなど、住宅の周辺にある生活に必要な施設。
	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口のこと。
た行	地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。
	地形地物	地形図上の道路界、河川界、水路界などの地物。
	中心市街地	商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、その存在している市の中心として役割を果たしている市街地のこと。
	デマンド交通	利用者の要求（デマンド）に対応して運行する形態のバスなどの交通機関。
	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備などに要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費から構成されている。
	都市機能	一例として行政、商業、流通、業務、交通（港湾や交通など）、工業、研究、学術、教育、医療、文化などの都市が持っている役割や性質。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市基盤	住民の福祉や経済発展に必要な公共施設であり、一例としては、道路、公園、下水道、河川などの都市を形成している最も基本的な施設や設備であり、類義語には、より幅の広いインフラ（インフラストラクチャ）や社会基盤もある。
	都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として指定する区域。

表 25

	用語	解説
た行	都市施設	都市の骨格となる施設のことで、道路・駐車場などの交通施設、公園・緑地・広場などの公共空地、水道・下水道などの供給施設・処理施設等を指す。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができる。
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害の発生するおそれがあることから、警戒避難態勢の整備や開発行為の制限など土砂災害の防止のための対策の推進を図る区域。
な行	年少人口	0歳から14歳までの人口のこと。
	農業振興地域及び農用地	総合的に農業の振興を図り農地的整備施策を計画的に推進するために指定する区域であり、農業振興地域整備計画に基づいて農用地として利用すべき土地を農用地区域として指定し、開発行為などの土地利用を規制する。
は行	ハイウェイ・オアシス	高速道路の休憩施設と都市公園などを一体的に整備し、高速道路の利用者に潤いのあるスペースを提供するとともに、都市公園などの利用増進を図る施設。
	坂東市総合計画	市の将来の姿を明確に示し、まちづくりの総合的な指針となる最上位の計画。市が目指す将来の姿を示す「長期ビジョン」、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に示す「戦略プラン」、具体的な事業を示す「戦略プラン実施計画」をもって構成する。
	PDCA サイクル	P (PLAN: 計画)・D (DO: 実行)・C (CHECK: 確認)・A (ACTION: 見直し) の流れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実施していくこと。
ま行	マネジメント	事業等の運営等を適切に操作・指導する機能又は方法。
	メッシュ	地表面を一定のルールに従い、多数の正方形などに分割したもの。
や行	誘致圏距離	坂東市では、徒歩圏域を各施設から500～800m、バス停から300mとして算出している。
	用途地域	都市計画区域内において、それぞれ異なる一定の利用目的ごとにくつつかの地域地区を区分し、必要な建築規制を行うことで土地利用を統一・調和し、都市全体や市街地の適正な土地利用を図る仕組み。

3 坂東市立地適正化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画を策定するため、坂東市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、立地適正化計画に必要な事項の調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) 市民
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、立地適正化計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めたときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月19日から施行する。

4 坂東市立地適正化計画検討委員会委員名簿

表 26

	役職等	組織	氏名	任期
会長	茨城大学農学部教授	識見者	福与徳文	H30. 3. 26～H31. 3. 31
副会長	坂東市商工会沓掛支部	〃	猪瀬忠男	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市岩井モール商店街連合会	〃	中山達也	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	(一社) 坂東青年会議所	〃	塚原大輔	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	有限会社ナガツマ交通	〃	長妻凡夫	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	関東鉄道株式会社	〃	武藤成一	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市社会福祉協議会	〃	鈴木康夫	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市PTA連絡協議会	〃	倉持守一	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市民間保育協議会	〃	逆井康志	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市議会議長	市議会	桜井広美	H30. 3. 26～H30. 12. 24
	坂東市議会副議長	〃	風見正一	H30. 3. 26～H30. 12. 24
	〃	〃	後藤治男	H30. 12. 25～H31. 3. 31
	坂東市議会産業建設常任委員会委員長	〃	後藤治男	H30. 3. 26～H30. 12. 24
	〃	〃	石川寛司	H30. 12. 25～H31. 3. 31
	坂東市議会議員	〃	桜井広美	H30. 12. 25～H31. 3. 31
	茨城県境工事事務所長	関係行政機関	瀬川潔	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市男女共同参画審議会	市民	霜田礼子	H30. 3. 26～H31. 3. 31
	坂東市区長会連合会会長	〃	青木亨	H30. 3. 26～H30. 6. 26
	〃	〃	中村洋一	H30. 6. 27～H31. 3. 31
	副市長	市職員	南雲仁	H30. 3. 26～H30. 3. 31
	〃	〃	鈴木清	H30. 4. 1～H31. 3. 31
	企画部長	〃	大久保正己	H30. 3. 26～H30. 3. 31
	〃	〃	和田聡	H30. 4. 1～H31. 3. 31
	都市建設部長	〃	亀井義弘	H30. 3. 26～H31. 3. 31

坂 東 市 立 地 適 正 化 計 画

令和6年3月改定 坂東市発行

坂東市都市建設部都市整備課
〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365 番地
電話 (0297) 35-2121 (代表)
<http://www.city.bando.lg.jp>

